

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出について

令和6年度給与支払報告書の用紙は葛飾区役所税務課(321番窓口)で令和5年11月1日(水)から配布します。また、葛飾区公式ホームページからダウンロードできます。(https://www.city.katsushika.lg.jp)

[トップページ](#) → [申請書ダウンロード](#) → [くらし・手続き](#) → [税金](#) → [令和6年度給与支払報告書](#)

- 1 提出期限 **令和6年1月31日(水)**
※提出期限を過ぎると6月当初からの課税に間に合いません。
- 2 提出先 受給者が**令和6年1月1日現在**に居住する区市町村
(令和5年中に退職した方は、退職日現在に居住する区市町村)
※金額の多少にかかわらず、提出してください。
※**該当者がいない場合は、提出する必要はありません。**
- 3 提出する書類 **正本のみ提出してください。(副本の提出は不要です。)**

(1) 給与支払報告書 **総括表…1枚**
令和5年度に葛飾区で特別徴収義務者として指定されている事業所には、葛飾区が作成した赤色刷の総括表を送付いたします。(令和5年度の給与支払報告書をeLTAX(エルタックス)で申告していただいた事業所には送付されません)
記入方法については、裏面をご覧ください。

(2) 給与支払報告書 **個人別明細書…1人につき1枚**
記入方法については、国税庁ホームページに掲載されている「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

◇インターネットを利用した住民税の電子申告システム「eLTAX」による提出を受け付けています。(詳しくは裏面をご覧ください)
なお、前々年における給与所得の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上であるときは、**電子データ(eLTAX又は光ディスク等)での提出が義務付けられています。**電子データで提出いただいた場合、同内容を紙媒体で再度郵送していただく必要はありません。

◇退職・転勤の異動が生じた場合等は、必ず異動届出書を提出してください。

(ア) 令和5年度(令和6年5月分まで)特別徴収となっている方が異動(退職や転勤等)する場合

提出書類	提出期限	備考
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	異動が生じた日の翌月10日 (休日などの場合は、翌平日)	特別徴収の継続をご希望の場合は、新勤務先を記入して提出してください。

※1月～4月末の間に退職した方に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務付けられています。

(イ) 令和6年度給与支払報告書の提出後、特別徴収義務者の指定前(**税額通知受領前**)に異動する場合

提出書類	異動の時期	提出期限
給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書	令和6年1月2日～令和6年4月1日	令和6年4月15日※
	令和6年4月2日～令和6年5月31日	令和6年6月10日

(注) (イ)に該当する場合(葛飾区で令和5年度特別徴収となっていない場合は)、特別徴収税額(年税額)、徴収済み、徴収済額、未徴収税額や一括徴収記載欄への記入は不要です。

※**4月15日**より後に到着した異動届出書は、当初発送の税額通知に内容の反映が間に合いません。
当初発送後に、改めて変更通知を発送いたします。

(ウ) 令和6年度給与支払報告書の提出後、特別徴収義務者の指定後(**税額通知受領後**)に異動する場合

提出書類	異動の時期	提出期限
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	令和6年4月2日～令和6年5月31日	令和6年6月10日
	令和6年6月1日～令和7年4月30日	異動が生じた日の翌月10日

異動届出書の提出先は、受給者の1月1日現在住所地の区市町村(住民税担当部署)です。ただし、令和5年度住民税の特別徴収の指定を受けている区市町村と、令和6年度給与支払報告書を提出する区市町村が異なる場合は、**両方の区市町村**に異動届出書を提出してください。

＜総括表の記入方法＞

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)	令和 年 月 日 提出 葛飾区民会	指定番号	2																							
	給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで	3																								
	給与支払者の氏名又は名称	4																								
	以上の所在地	5																								
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	6																								
	連絡者の氏名 所属課、係名 及び電話番号	7																								
	関係税理士等の氏名 及び電話番号	8																								
	eLTAXで提出するため、 来年度以降、この総括表の 送付を 希望しません口	必要 ・ 不要																								
	普通徴収切替理由書																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>符号</th> <th>普通徴収切替理由</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普A</td> <td>総従業員数が2人以下</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>普B</td> <td>他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>普C</td> <td>給与が少なく税額が引けない</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>普D</td> <td>給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>普E</td> <td>事業専従者(個人事業主のみ対象)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>普F</td> <td>退職者または退職予定者(5月末日まで)及び休職者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>			符号	普通徴収切替理由	人数	普A	総従業員数が2人以下	人	普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人	普C	給与が少なく税額が引けない	9	普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人	普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	普F	退職者または退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人	合 計	
符号	普通徴収切替理由	人数																								
普A	総従業員数が2人以下	人																								
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)	人																								
普C	給与が少なく税額が引けない	9																								
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人																								
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人																								
普F	退職者または退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人																								
合 計		人																								

●普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の記入が必要です。
普通徴収切替理由に該当し普通徴収を希望される場合は、該当者の個人別明細書の摘要欄に、
符号(普A～普Fのいずれか)を記入し、併せて普通徴収切替理由書に人数を記入してください。

- 提出済みの給与支払報告書に訂正や追加があり再提出する場合は、この欄を○で囲み、個人別明細書と一緒に提出してください。
- 前年も葛飾区で特別徴収している場合は、指定番号をご記入ください。
- 法人番号(個人事業主の場合は個人番号)をご記入ください。
- 給与支払者の氏名又は名称をご記入ください。
- 4の所在地をご記入ください。
- 連絡者の氏名、所属課、係名、電話番号をご記入ください。
- 給与の総受給者数をご記入ください(葛飾区以外の受給者も含みます)。
- 報告者人数(葛飾区に提出する分)について、特別徴収・普通徴収(退職者を含む)の各対象者数と合計をご記入ください。
- 普通徴収対象者がいる場合は、該当理由に内訳人数をご記入ください。また、対象者の個人別明細書の摘要欄にも普通徴収切替理由(普A～普Fのいずれか)をご記入ください。内訳人数の記入がない場合や、個人別明細書に普通徴収切替理由の符号の記入がない場合は、原則通り特別徴収対象者となります。

住民税の電子申告システム「eLTAX」をご利用ください

特別徴収義務者の皆様の申告事務の軽減を図るために、インターネットを利用した住民税の電子申告システム、「eLTAX」による申告サービスを行っています。「eLTAX」とは、地方公共団体が共同で運営するインターネットを利用した住民税の電子申告システムです。特別徴収の手続きについて、インターネットを通じて簡単に手続きを行うことができます。

ご利用いただける手続き

電子申告

- 給与支払報告書
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 普通徴収から特別徴収への切替申請書
- 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出
- 公的年金等支払報告書

電子申請・届出

- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

「eLTAX」を利用するためには、所定の手続きが必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

令和3年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)から、「eLTAX」を経由して給与支払報告書を提出する特徴義務者であって、個々の納税義務者に電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、区市町村は「eLTAX」を経由して当該特徴義務者に提供し、当該特徴義務者を経由して納税義務者に提供しなければならないこととされました。

詳しくは、以下の「eLTAX」内の特設ページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>